

## 特定商取引法に違反した訪問販売業者に 行政処分

香川県は、本日、下記事業者に対し、特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく処分（指示）を行いましたので、法第7条第2項の規定に基づきその旨を公表します。

### 1 事業者の概要

- （1）名 称 株式会社セイシン
- （2）代 表 者 橋出 亮
- （3）所 在 地 徳島県徳島市南沖洲五丁目8番28号  
（令和8年1月1日、徳島県徳島市伊月町一丁目13番地より移転）
- （4）取引形態 訪問販売（外壁工事の施工等）

### 2 処分の原因

株式会社セイシン（以下「同社」という。）は、以下のとおり、法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認められます。

○契約書面等必要事項が記載された書面の不交付（法第5条第2項違反）

同社は、令和7年4月、香川県内在住の消費者宅において、外壁補修工事の役務提供契約を締結した際、同役務を提供し、かつ、同役務の対価の全部を受領したにもかかわらず、直ちに、同契約の解除に関する事項等法令で定める事項を記載した書面を交付しなかった事案が複数回認められました。

### 3 処分（指示）の内容

同社に対し、次の措置をとるよう指示しました。

- （1）今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、令和8年4月27日までに、香川県知事宛てに文書により報告すること。
- （2）今回の違反行為に係る再発防止策を講じるとともに、苦情を公平かつ適切に処理する等のコンプライアンス体制を構築し、これらを貴社の役員及び従業員等に周知徹底するとともに、当該再発防止策及びコンプライアンス体制について、令和8年5月25日までに、香川県知事宛てに文書により報告すること。